

## 協働のまちづくり事業助成金交付要綱

〔平成27年4月1日〕  
島根県市町村振興協会要綱第11号

(趣旨)

第1条 協働のまちづくり事業助成金(以下「助成金」という。)は、市町村と地域団体とが協働で実施するまちづくり事業を推進することを目的として、市町村が当該事業の実施に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の対象事業者等)

第2条 助成対象事業者、対象事業、対象経費、助成率、助成金額は次のとおりとする。

- (1) 対象事業者 市町村及び地域団体【地域振興を目的として、地域住民等により自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体、NPO法人等の非営利団体(法人格の有無を問わない)】
- (2) 対象事業 市町村と地域団体とが協働で実施するまちづくり事業
- (3) 対象経費 対象事業を実施するために必要な経費であって、別表掲げる経費ただし、対象事業者の従前からの経常的経費は対象としない。
- (4) 助成率 対象経費の10/10
- (5) 助成金額 1市町村あたり(上限額)
- |               |         |
|---------------|---------|
| 人口1万人未満       | 200万円以内 |
| 人口1万人以上5万人未満  | 300万円以内 |
| 人口5万人以上10万人未満 | 400万円以内 |
| 人口10万人以上      | 500万円以内 |
- 1事業あたりの下限額は10万円とし、千円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。
- (6) 助成金の交付先 市町村

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする市町村長は、助成金交付申請書(別記様式第1号)を理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により、通知するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第5条 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、助成金変更交付申請書(別記様式第3号)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 助成金対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(2) 助成金対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 助成金対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(助成金の変更交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定に基づき助成金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、助成金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、通知するものとする。

(助成金の概算払い)

第7条 市町村長は、概算払いにより助成金の交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記様式第5号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する助成金概算払請求書が提出され、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに概算交付するものとする。

(助成金の実績報告)

第8条 市町村長は、助成事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告書（別記様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 理事長は、前条に規定する助成金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条に規定する助成金の確定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。ただし、第7条第2項により概算払を行った場合には、過不足を精算するものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 市町村長は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、助成金交付の決定を受けた年度の翌年度から5ヶ年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

対象経費
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 謝金（対象事業者の構成員に対する謝金は対象外）</li><li>○ 旅費</li><li>○ 材料費及び消耗品費</li><li>○ 食糧費（事業実施のために真に認められる必要最小限の費用のみ対象とする。）</li><li>○ 印刷製本費</li><li>○ 委託料（事業の全部委託は認めない。1事業につき、補助対象経費の1/2以下の額を対象とする。）</li><li>○ 使用料及び借り上げ料</li><li>○ 通信運搬費</li><li>○ 備品購入費（汎用性のあるものを除く。1事業につき、補助対象経費の1/2以下の額を対象とする。）</li><li>○ その他事業実施に必要と認められる経費</li></ul>

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名 \_\_\_\_\_

市町村長名 \_\_\_\_\_

協働のまちづくり事業助成金交付申請書

協働のまちづくり事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_円

(内 訳)

単位：円

	事業名	事業費	交付申請額
1			
2			
3			
4			
5			
	合計		

2 申請担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（      ）      —      FAX（      ）      —	
E-mail:	

様式第2号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

協働のまちづくり事業助成金交付決定通知

年 月 日付け 番号 で交付申請のありました 年度協働のまちづくり事業助成金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 条 件

- （1）助成の対象となる事業は、年 月 日付け 番号 で申請された協働のまちづくり助成金交付申請書に記載されたとおりとする。
- （2）協働のまちづくり事業助成金交付要綱を遵守すること。

番 号  
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名 \_\_\_\_\_

市町村長名 \_\_\_\_\_

協働のまちづくり事業助成金変更交付申請書

年 月 日付け 番号 で交付決定を受けた助成金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 助成金変更交付申請額 \_\_\_\_\_円

(内 訳)

単位：円

	事業名	事業費		交付申請額	
		変更前	変更後	変更前	変更後
1					
2					
3					
4					
5					
合 計					

2 変更内容及び理由

(1) 変更内容  (2) 変更理由
--------------------------

3 申請担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ）	— FAX（ ） —
E-mail：	

※様式第1号その2を添付（変更箇所を（ ）で明記する）

番 号  
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

協働のまちづくり事業助成金変更交付決定通知

年 月 日付け 番号 で変更交付申請のありました 年度協働のまちづくり事業助成金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 助成金変更交付決定額 円

2 条 件

- (1) 助成の対象となる事業は、年 月 日付け 番号 で変更交付申請された協働のまちづくり助成金変更交付申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 協働のまちづくり事業助成金交付要綱を遵守すること。

番 号  
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名  
市町村長名

協働のまちづくり事業助成金概算払交付請求書

年 月 日付け 番号 で交付決定のありました協働のまちづくり事業助成金を概算  
払請求いたします。

記

1 助成金概算払請求額 \_\_\_\_\_円

2. 概算払請求の理由

3. 事業完了予定日

番 号  
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名 \_\_\_\_\_  
市町村長名 \_\_\_\_\_

協働のまちづくり事業助成金実績報告書

年 月 日付け 番号 で交付決定のありました協働のまちづくり事業助成金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 助成金実績額 円

(内 訳)

単位：円

	事業名	事業費	助成金
1		( )	( )
2		( )	( )
3		( )	( )
4		( )	( )
5		( )	( )
	合計	( )	( )

※交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）で記載すること。

番 号  
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

協働のまちづくり事業助成金確定通知書

年 月 日付け 番号 で実績報告のありました 年度協働のまちづくり事業助成金については、下記のとおり確定します。

記

1 助成金確定額 円